家畜飼料高騰特別対策事業

飼料価格の高騰の影響を受け、経営に苦労されている畜産農家を支援します。

1．給付対象

❶及び❷いずれも満たしている方が対象となります。

❶雲仙市内に住所を有し、畜産業を営む方

❷配合飼料価格安定制度に加入している、または令和６年度安定制度に加入する計画を有する方（いずれか1つの団体で加入していれば申請できます。）

※制度未加入者が補助金を受給後、令和６年度安定制度へ加入しなかった場合は補助金返還となりますので、ご注意ください。

2．補助対象経費及び補助金額

補助対象経費：令和４年１０月～令和５年３月の間に使用した配合飼料及び主な原料の購入経費　※主な原料：（トウモロコシ、マイロ、大豆、大麦、小麦）

詳細な対象品目は裏面参照

補　助　金　額：配合飼料等１トン当たり300円以内　上限額：150万円以内
※1トン未満切捨て

3．申請方法

①各農協で制度加入及び飼料購入分
各農協へ「市税の滞納がない誓約書及び調査同意書」及び「委任状」を提出してください。
※補助金の振込口座は安定制度の登録口座となります。

②飼料販売会社より購入分
飼料販売会社より購入数量、制度加入の証明を入手し、市役所農林課へ直接申請してください。

③制度未加入（令和６年度加入予定者）
農協、飼料販売会社より購入数量の証明を入手し、市役所農林課へ直接申請してください。

市ホームページ

または

雲仙市　飼料高騰　検索

【担当課】
雲仙市　農林課
畜産振興班
TEL:0957-47-7828
FAX:0957-38-3205

【申請期限：令和５年６月３０日まで】

家畜飼料高騰特別対策事業の対象となる飼料

配合飼料（安定基金対象品目）

（以下のすべてを満たす飼料が対象です。）

・穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなる飼料（ただし、これら4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料を除く。）

・穀類、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）

単味飼料（圧ペン、丸粒、皮付き、皮むき、粉状等状態は問いません。）

トウモロコシ	ふすま
マイロ	麦糠
大豆	大豆粕
大麦	大豆油かす
小麦	
上記飼料の配合割合が50%以上の混合飼料	